

選定支援システム掲載審査基準

(目的)

第1条 この基準は、選定支援システム掲載審査会（以下「審査会」という。）の審査に際して、必要な基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準は、選定支援システム掲載審査会設置運営要領第6条の審査基準とする。

(神戸市建築物安全安心実施計画)

第3条 審査に関し、神戸市建築物安全安心実施計画の内容・趣旨を踏まえて行なわなければならない。

(非掲載基準)

第4条 次の各号の一に該当するときは、名簿に掲載することができない。

- (1) 過去の業務に関し、神戸市すまいとまちの安心支援センター及び関係行政機関に、複数または継続的に苦情相談の事実があるとき（申請者にその責がないことが明らかな場合を除く。）
- (2) 神戸すまいまちづくり公社すまいまちづくり人材等活用事業実施要綱（以下、「要綱」という。）第8条第3号ただし書及び第25条第2項第1号ただし書の規定に該当し、その違反の内容が名簿に掲載不相当と認められるとき
- (3) 過去5年間の完了実績において確認済証の交付を受けた業務のうち、検査済証の交付を受けていない業務があるとき

附 則

この基準は、平成15年2月13日から施行する。ただし、当施行日における掲載事務所等については、第4条並びに第5条第二号の定めに関し、その施行を平成15年6月17日とする。

附 則

この基準は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年1月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年8月3日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年3月1日から施行する。